

1. 重点課題

1994 年 4 月 22 日に日本が国連の児童の権利に関する条約を批准した後、子どもの養育に関する取り組みが見直されてきました。令和 5 年 4 月には文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁などが所管していた子どもを取り巻く行政事務を集約することを目的としてこども家庭庁が設置されます。また、令和 6 年 4 月には児童福祉法の改正も予定されています。児童養護施設に直接関係する変更点は、子どもの意見聴取の仕組みの整備と、児童養護施設の自立支援の強化のための年齢制限撤廃です。

子どもの意見聴取は県内の事業所がアドボカシー事業所「ここまい」を令和 4 年に開設し、当園の子ども達に対しても意見聴取が始まっています。22 歳までとされてきた児童養護施設の入所の年齢制限が撤廃されることについては、高校卒業後の就職や専門学校への進学者を当園で引き続き養育してきた実績はありますが、20 歳を超えての措置延長は希望が無かったため、実績がありません。今後子どもたちの要望に応じていく所存でございます。

今年度、当園では令和 3 年度に購入した綾川町陶の土地に地域小規模児童養護施設を建設する計画を進めております。できる限り生まれ育った地域から分離しないことを目指して、県内各地に地域小規模児童養護施設を建設することを考えています。

また、昨年度に計画していました地域子育て支援拠点事業の受託ですが、昨年度の 10 月に行った実績報告では実績が不十分だったため、認可されませんでした。新型コロナの感染予防のために受け入れ人数を減らしていたことと、1 日の開設時間数が足らなかったことが原因でした。10 月以降、受け入れ人数・開設時間数共に増やし、令和 5 年 10 月の実績報告で認可が受けられるように進めてまいります。

最後に、職員の求人ですが新型コロナの収束によって、様々な企業が求人を増やしており、令和 5 年度の採用数が非常に少ない状況です。令和 6 年度に向けて、採用を増やしていけるよう、求人サイトへの登録や各大学への訪問を行っていきます。

2. 生活部門

- ① 基本的生活習慣の確立と社会性、自立心の向上を目指し支援します。
- ② 幼稚園や各学校との連携を図り、個々の学習意欲と学力の向上を目指します。
- ③ ユニット内及び園内外の整理整頓・清掃を第一として適切な生活環境を提供できるよう努めます。
- ④ 一人の大人として、また児童養護施設の職員としてすべての子どもに対し、適切な

支援・対応を責任もって行い、誰からも信頼される職員となることで、子どもとの愛着形成を目指します。

- ⑤ 職員会議・ユニット会議・調理検討会・コンサルテーションを定期的実施して養育の方向性を確認し合いながら、支援に努めます。また、県内外の研修会に参加して施設職員としてのスキルアップを図ります。
- ⑥ 人権擁護の自己評価を行い、子どもの権利擁護に努めます。
- ⑦ 家庭に代わる施設として、柔軟に子どもの意向に沿った処遇を行います。
- ⑧ 報告・連絡・相談を十分に行い、事故防止に努めます。
- ⑨ 高校生全員にポケット wi-fi を支給し、高校生として当たり前の交流ができるよう支援します。中学生には、段階的に必要に応じてポケット wi-fi を支給します。
- ⑩ ごみの分別や節水・節電を行い、SDG s に取り組みます。

3. 心理部門

- ① 心理療法、知能検査等を用いて児童へのアセスメントを行い、個別援助方針を計画・実践します。
- ② 児童の情緒的問題に対して個別の心理療法を実施し、心理的ケアを行います。
- ③ 子ども同士や大人との円滑な関係づくりができるように、S S Tや性教育を必要に応じて行います。
- ④ 児童・職員に対する心理的ケアに努めるため、生活場面における環境療育の充実を目指します。
- ⑤ 施設内外の研修会・スーパーバイズ・コンサルテーションの実施により、子どもを統合的に理解する視点を深めながら、職員間の連携を図ります。

4. 医療、看護部門

- ① 職員間の連携、嘱託医・関係医療機関との連携に努め、子どもの健康管理を行います。
- ② 健診、予防接種等を充実させ、手洗い・うがい等の予防と適切な処置を行い、施設内感染対策に努めます。
- ③ 服薬管理及び定期的な医療ケアを行います。
- ④ 職員の健康管理を行います。
- ⑤ 職員が性に関して子どもに正しい対応が取れるように施設内研修を行っていきます。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等の予防に努めながら、制限の緩和に柔軟に対応していきます。

5. 家庭支援専門相談員部門

- ① 保護者の困りを理解できるように、保護者に寄り添った面接を重ねます。
- ② 退所児童への継続した生活相談等のアフターケアを行います。退所児童（配偶者・子含む）を対象に、月1回料理教室を開催します。
- ③ 地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相談及び支援を受け付けます。
- ④ 子どもと保護者の関係を深めるために関係調整を行います。
- ⑤ 児童相談所と連携し、支援方針を明確にして支援を行います。

6. 個別対応職員

- ① 生活場面を離れた個別対応を実施していきます。
- ② 入所児童が触法行為等の事件を起こした場合、その対応を行います。
- ③ 全児童と年間1回以上の個別面談を実施し、子どもの意向調査を行います。
- ④ 職員と子どもとの関係調整を行います。

7. 基幹的職員

- ① コンサルテーションにおいてスーパーバイズを行います。
- ② 年間の職員研修計画を立案・実行します。
- ③ 関係機関との連携において中心的な役割を果たします。
- ④ 第三者評価の自己評価を行っていきます。

8. 食事部門

- ① 調理して食べることの楽しさや重要性を学べるよう、食育を行います。
- ② 学園の園庭を利用して野菜作りをします。野菜作りを通じて土や自然に親しみ食べ物の大切さを学びます。
- ③ 感染症などに対して、早めの予防策を立て、感染拡大防止に努めます。
- ④ 食を通して季節行事や旬の食材に関心が持てるように、季節行事に合わせた行事食を提供します。
- ⑤ 毎月、自由メニューのリクエストを聞き、月毎にユニットを回って献立を決定します。

9. 地域交流事業部門

- ① 「かめやま食堂 料理教室」・空手教室・ダンス教室を地域支援として、引き続き実施していきます。
- ② 引き続きボランティア活動を通して、子どもと共に地域貢献を行っていきます。
- ③ 新型コロナウイルス感染の収束状況を判断し、夏祭りを催します。
- ④ 祭りや地域の行事を通じて、施設の理解を促します。
- ⑤ 地域の子ども会に加入し、活動に参加していきます。

1 0. 整備部門

- ① 園舎をきれいに保つために、適宜修繕を行っていきます。
- ② 定期的に車両を点検し事故を未然に防ぎます。
- ③ 年1回園庭遊具の打音検査を行います。
- ④ 塗装部分の修繕を行います。

1 1. 危機管理部門

- ① 防火管理者による月1回の避難訓練を実施し、子どもの安全管理に努めます。
- ② 危機管理対応マニュアルの見直し、講習を定期的に行うことで、防火対策・防災対策・不審者対策への危機管理を強化します。

1 2. 事務・会計部門

- ① 経営意識と経費の効率執行として全職員の無駄を省く意識と実行、書類の簡素化(パソコンを用いたペーパーレス)を行います。
- ② 会計士・社会保険労務士等専門家の指導の下に更なる充実に努めます。

1 3. 子育て短期支援事業部門

- ① ショートステイ、トワイライトを受け入れます。
- ② 子育て支援を通じて地域に貢献します。
- ③ 保護者からの相談対応、家庭支援を行います。

1 4. 地域小規模児童養護施設 和みの家・まどかの家

- ① 少人数という利点を活かし、家庭的な雰囲気の中で個別に関われる時間を増やします。
- ② 食事はできるだけ子どもの希望するメニューになるように、子どもと共に買い出し、調理等を行います。
- ③ 菜園を活用し、食育を行います。
- ④ Zoom を利用して毎日引継ぎを行い、本体施設との連携を図ります。また、本体職員との職員交流も行っていきます。学園行事にも、原則参加としキャンプや夏祭り、旅行なども合同で行います。

1 5. 一時保護専用施設

- ① 家庭分離されて間もない不安が強い子どもに寄り添った支援を行います。
- ② 学習保障を行います。
- ③ 一時保護委託された子どもの誕生日を個別でお祝いします。

- ④ 生活の質が低下するような、不必要な制限は避け、子どもの負担軽減を図ります。
- ⑤ 小遣いを支給し、近隣での買い物ができるようにします。

1 6. 里親支援部門

- ① 里親委託希望家庭や里親家庭への相談支援を行います。
- ② 児童相談所や他機関、里親家庭との連携した取り組みができるよう、里親支援機関実務者会や里親委託等推進委員会での定期的な情報交換を行います。
- ③ 里親会やドレミファミリー交流会等の活動に参加し交流を図ります。
- ④ 里親の援助としてレスパイトを受け入れサポートしていきます。
- ⑤ 里親サロンや里親への研修（基礎研修・認定前研修・更新研修、実習の受け入れ等）を児童相談所と共に実施していきます。
- ⑥ 啓発活動に積極的に参加し、里親制度普及及び促進を目指します。
- ⑦ 毎週、里親家庭に電話連絡し、様子を聞き、記録することで、施設の日誌に代わるものを作成し、里親へ還元していきます。

1 7. 地域子育て支援拠点事業（独自に実施）

- ① 週 5 日程度、子育て広場を開催します。
- ② 近隣の家庭にチラシを配布し、参加を募集します。
- ③ 定期的に勉強会やイベントを開催し、参加者の増加を図ります。
- ④ 近隣地域の方々から亀山学園への理解が高まるように、施設の紹介や説明を行っていきます。